

■ 2017年6月1日以降の引換証発売からの新たなご利用資格

日本国の旅券及び「在留期間が連続して10年以上であることを確認できる書類で、在外公館で取得したもの等」を有する方

- ※ 日本国外での引換証のお買い求め及び日本国内でのパスへの引換の際に、旅券及び確認書類の提示が必要です。
- ※ 旅券のコピーでは、引換証のお買い求め及びパスへの引換はできません。
- ※ 確認書類で連続して10年以上の在留期間が確認できない場合は、引換証のお買い求め及びパスへの引換はできません。

■ 確認書類のご案内

- ① 在外公館が交付する「在留届の写し」(在留届の受付日付が10年以上前のものに限る。)
- ② 在外公館が発行する「在留証明」(「現住所に住所(または居所)を定めた年月日」として、10年以上前の年月が記載されたものに限る。)
- ③ なお、当面の間、特例として、「アメリカ、ブラジル、カナダに限り、在留国が発行する永住カード(当該国に10年以上在留していることが記載されたものに限る。)」も確認書類として利用できます。

(ブラジルにおいては、2018年9月に様式変更が行われ、在留開始日の記載が無くなったため、新様式「CARTEIRA DE REGISTRO NACIONAL MIGRATÓRIO」をお持ちの方は、旧様式「CÉDULA DE IDENTIDADE DE ESTRANGEIRO」のコピー(新様式の氏名と生年月日が同一のもの)も併せてご提示ください。新様式「CARTEIRA DE REGISTRO NACIONAL MIGRATÓRIO」のみでは、在留期間が10年以上であることが確認できないため、引換証のお買い求め及びパスへの引換はできません。)

※①については、一通の「在留届の写し」において、同居家族の方の在留期間が連続して10年以上であることが確認できれば、同居家族の方についても有効となります。

※②については、在外公館が発行する電子化した証明書(e-証明書)を含みます。なお、ジャパン・レール・パスへの引換時には現行通り、上記の資格確認書類の他、MCO本通及び旅券(コピー不可)が必要となります。

※引換証購入の時点で在留期間が10年に満たない小児(12歳未満)の方については、①の一通の「在留届の写し」において「在留期間が連続して10年以上である方」と同居していることが確認でき、かつその方と一緒にジャパン・レール・パスを利用する場合、ご利用資格を満たします。

※「在留届の写し」及び「在留証明」は、交付又は発行から6ヶ月以内のもののみ有効です。

※確認書類のコピー単独では、引換証のお買い求め及びパスへの引換はできません。

※「10年以上」については、引換証のお買い求め時点で「10年前の同じ月」以前のものが有効です。

(例) 2017年6月1日に引換証購入の場合「2007年6月」以前のものが有効

(2007年6月1日～6月30日は「2007年6月」と見なし有効)

※上記①～③のいずれか1つの確認書類を提示いただけない場合は、引換証のお買い求め及びパスへの引換はできません。

■ 発売期間と引換期間

- ・ 日本国外での引換証の発売期間 2017年6月1日～2025年12月31日
- ・ 日本国内での引換期間 2017年6月1日～2026年3月30日

※上記以降の発売につきましては、改めて、お知らせいたします。

■各確認書類でご利用資格を満たすための条件

① 在外公館が交付する「在留届の写し」

1 在留届 (受付日付) (別記第12号様式)

2 氏名 (姓) (名) (別記第12号様式)

2 生年月日 (年) (月) (日) (別記第12号様式)

2 職業 (別記第12号様式)

2 在留期間 (年) (月) (日) (別記第12号様式)

2 在留目的 (別記第12号様式)

2 在留地の住所 (別記第12号様式)

2 在留地の電話番号 (別記第12号様式)

2 メールアドレス (別記第12号様式)

2 在留地の緊急連絡先 (別記第12号様式)

2 日本国内の連絡先 (別記第12号様式)

2 日本国内の所属先 (別記第12号様式)

2 同居家族 (別記第12号様式)

「交付公館名、交付日」が押印されており、かつ、交付日が引換証をお買い求めになる日から6ヶ月以内であること

② 在外公館が発行する「在留証明」

在留証明 (平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日)

在 〇〇 日本国大使 殿

1 申請者氏名 (証明 太郎) (別記第12号様式)

1 生年 (明・大) (別記第12号様式)

1 月 (明・大) (別記第12号様式)

1 日 (明・大) (別記第12号様式)

1 代理人氏名 (別記第12号様式)

1 申請者の本籍地 (東京) (別記第12号様式)

1 提出理由 (銀行口座開設) (別記第12号様式)

1 提出先 (関東銀行) (別記第12号様式)

2 私(申請者)が現在、下記の住所に在住していることを証明してください。

2 申請者(代理人)署名 (証明太郎) (別記第12号様式)

2 現住所 (日本語) (例) 〇〇国〇〇州〇〇-〇 (別記第12号様式)

2 外国語 (例) 〇〇Ave.〇〇.〇〇 (別記第12号様式)

2 上記の場所に住所(又は居所)を定めた年月日(※2) (別記第12号様式)

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が婚姻、年金受給手続きのとき、及び提出先が関係の記憶を必要としないときは記入を省略することができます。

在留証明 (平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日)

上記申請者の在留の事実を証明します。

在アメリカ合衆国日本国特命全権大使 (別記第12号様式)

外務太郎 (別記第12号様式)

(手数料: 米貨 ドル) (別記第12号様式)

1 在外公館の「受付日付」が引換証をお買い求めになる日の「10年以上前」であること

2 氏名、生年月日が、旅券に記載されたご本人と同一であること

3 「同居家族」の方は、一通の在留届の写しに記載され、「到着日」が記載されている場合には、上記1に加え、「到着日」が引換証をお買い求めになる日の「10年以上前」である場合に限る(「到着日」が「10年以上前」のもので、「受付日付」が「10年未満」のものはご利用資格を満たしません)。

※ただし、在留期間が10年に満たない小児(12歳未満)の方(旅券の生年月日欄で12歳未満と確認できる方)は、一通の在留届の写しにおいて「在留期間が連続して10年以上である方」と同居していることが確認でき、かつその方と一緒にジャパン・レール・パスを利用する場合はご利用資格を満たします。小児(12歳未満)の方単独の「在留届の写し」の場合は、在留期間が10年に満たない時はご利用資格を満たしません。

1 氏名、生年月日が、旅券に記載されたご本人と同一であること(本籍欄の記載は必要ありません)

2 「在留証明」の「住所を定めた年月」が引換証をお買い求めになる日の「10年以上前」であること
「形式2」で過去の住所が記載されている場合は、連続して当該国に居住されている場合に限る

「公館名、発行日、公印」が記載されており、かつ、発行日が引換証をお買い求めになる日から6ヶ月以内であること

「形式2」の2枚目

3 過去の住所

1	1989年 9月 から 1991年 8月	〇〇国〇〇州〇〇-〇
2	1991年 9月 から 1999年 8月	〇〇国△△州△△△△
3	1999年 9月 から 2005年 3月	〇〇国××州××××
4	年 月 から 年 月 まで	
5	年 月 から 年 月 まで	

同居家族

1	氏名	生年月日	姓・大 姓・中	年 月 日
2	氏名	生年月日	姓・大 姓・中	年 月 日
3	氏名	生年月日	姓・大 姓・中	年 月 日
4	氏名	生年月日	姓・大 姓・中	年 月 日
5	氏名	生年月日	姓・大 姓・中	年 月 日

(2/2)

「在留証明」には、「形式1」と「形式2」がありますが、「形式1」には「過去の住所」、「同居家族」欄はありません。

「転居歴がある場合」は 「形式2」の2枚目にて証明がされていること

「過去の住所」： 当該国に連続して居住している場合

(在外公館管轄区域をまたがって転居した場合、在留証明がなされないことがあります。一通の証明で当該国に連続して10年以上居住されていることが証明されていない場合は、引換証のお買い求め及びパスへの引換はできません。)

※「同居家族」： 本確認書類では、在留期間が10年に満たない小児(12歳未満)の方を含む同居家族の方のご利用資格の確認は行いません。

同居家族の方は、確認書類として「在留届の写し」を用いるか、または、個々に「在留証明」をご提示ください。

③ 在留国が発行する「永住カード」

(アメリカ、ブラジル、カナダに限り当面の間の特例)

アメリカ合衆国

PERMANENT RESIDENT CARD

- 1 氏名、生年月日が、旅券に記載されたご本人と同一であること
- 2 「Resident Since」以下に記載された日付が引換証をお買い求めになる日の「**10年以上前**」であること

※確認書類としてご利用いただけるのは「PERMANENT RESIDENT CARD」のみになります。
それ以外(例:「RESIDENT ALIEN カード」)はご利用いただけません。

ブラジル連邦共和国

CÉDULA DE IDENTIDADE DE ESTRANGEIRO

(新様式「CARTEIRA DE REGISTRO NACIONAL MIGRATÓRIO」をお持ちの方は、当該カードの他に旧様式「CÉDULA DE IDENTIDADE DE ESTRANGEIRO」のコピーも併せて提示が必要です。)

- 1 氏名、生年月日が、旅券に記載されたご本人と同一であること
- 2 「DATA DE ENTRADA」以下に記載された日付が引換証をお買い求めになる日の「**10年以上前**」であること

(新様式「CARTEIRA DE REGISTRO NACIONAL MIGRATÓRIO」をお持ちの方は、旧様式「CÉDULA DE IDENTIDADE DE ESTRANGEIRO」のコピーにて確認)

カナダ

PERMANENT RESIDENT CARD

- 1 氏名、生年月日が、旅券に記載されたご本人と同一であること
- 2 永住カード裏面の「PR (Permanent Resident) Since」以下に記載された日付が引換証をお買い求めになる日の「**10 年以上前**」であること

各条件を満たさない場合、引換証のお買い求め及びパスへの引換はできません。
確認書類として「在留届の写し」、または「在留証明」をご提示ください。